

商 品 説 明 書

定 期 積 金

※この「商品説明書」は、定期積金の商品内容の概要を記載したものです。詳しくは「定期積金規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	定期積金
2. ご利用いただける方	法人および個人のお客様
3. 預入期間	6ヶ月以上7年以内（1ヶ月単位）
4. 預入	
(1) 預入方法	契約期間内で掛金を分割方式で預け入れとなります。
(2) 預入金額	1回あたり100円以上
(3) 預入単位	100円単位
5. 掛込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金からの自動振替 ・店頭入金 ・集金
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
7. 給付補填金	
(1) 適用利率	当初契約時の店頭表示の年利回りを適用します。 (利回りは、各営業店へお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。)
(2) 利払方法	満期日に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方式	計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。
(4) 期日後利息	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率を適用します。
(5) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。
8. 手数料	
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合には、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	
(1) マル優	マル優のお取扱はできません。
(2) 総合口座	個人で成人のお客様で、自動継続をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 貸越利率：担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率 貸越極度額：他の定期性預金担保分を合算した金額の90%、または300万円のいずれか少ない金額。
11. その他参考となる事項	
(1) 自動振替	普通預金からの自動振替による掛込ができます。
(2) 預金保険制度	本商品は預金保険制度の対象です。（預金保険制度により保護される他の預金と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。） 詳しくは、各営業店へお問い合わせください。

(3) 掛込の遅延	掛込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
12. 苦情処理措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。</p> <p>【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>
13. 紛争解決措置	<p>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>